

知的財産活用促進助成

知的財産戦略策定や、知的財産にかかる調査・分析等、知的財産に関するコンサルティング費用の一部を助成します。

助成対象となる方

申請時において次のいずれかの要件を満たす企業
「横浜知財みらい企業」認定企業
「横浜知財みらい企業」に申請中の企業
28年度または29年度に「横浜知財みらい企業」に申請し、認定外となった企業

募集時期

4月募集開始(5月、8月、10月、12月の各月20日締切)

助成対象

1 知的財産戦略の策定

知的財産診断 / 知的財産を活用した事業計画書作成(標準化戦略を含む。) / 知的財産侵害予防対策 / 知的財産の流通

3 知的財産に係る評価

知的財産価値評価 / 知的財産経済的価値評価

2 知的財産に係る調査・分析

研究開発時調査・分析 / 特許等登録可能性調査・検討 / 知的財産の応用分野の調査・分析 / その他知的財産に関する調査・分析

4 知的財産に関する管理・運営体制の整備

職務発明規定、営業秘密管理規定等の作成・整備 / 知的財産の棚卸し / 発明届出・審査システムの整備

助成対象経費

知財関係事業者(特許事務所、特許業務法人、法律事務所、コンサルティング会社など)に対して、上記1~4の事業を委託する経費(国内消費税、顧問料、官公庁等の手続及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用は対象となりません。)

助成金額

	助成率	助成限度額
助成対象となる方	助成対象経費の2/3以内	50万円
助成対象となる方	助成対象経費の1/2以内	30万円

申請方法

事業開始前に、申請書類を申込み先に郵送又はご持参ください。申請書類等については、ホームページをご覧ください。予算に達した時点で受付を終了します。

知的財産活用促進助成

選考方法

書面審査(必要に応じてヒアリングを実施)及び審査会(各締切月の翌月中旬)による選考

留意事項

ご利用は年度内に1回です。
助成対象事業を開始する前に申請し、平成30年2月末日までに事業が終了するものに限り、過去及び当該年度において、同一案件で同種の助成を受けている場合は対象外です。

問合せ・申請書類提出先

横浜市経済局経営・創業支援課
TEL:045-671-2748 FAX:045-664-4867
〒231-0017 横浜市中区港町1-1(関内中央ビル5階)

知財を活用した販路開拓助成

横浜知財みらい企業の認定企業が、自社の知的財産を活用し、マーケットの拡大や、自社技術のPR等を行う際の販促費用の一部を助成します。

助成対象となる方

申請時において「横浜知財みらい企業」認定企業であること
(平成28年度利用企業は除きます。)
ご利用は年度内に1回です。

募集時期

4月~6月(予定)

助成対象事業・経費

1 展示商談会出展

出品料、会場整備費
(ブース装飾費、ブース内配線・配管費、追加備品費、備品等レンタル費、会場内水道光熱費等)
出品物の輸送費、出展に伴うPR媒体製作費
ただし、旅費、宿泊費、人件費、自己で物品輸送を行う際の費用、その他の経費は助成対象外

3 広告費

各種広報媒体へ広告を掲出する際の費用
(広告掲載費、原稿作成費、その他)

2 PR媒体製作

動画、パンフレット、ホームページ、PR用プレゼンテーション資料等のPR媒体の作成
(企画・デザイン費、製作委託費、その他)
ただし、印刷・製本費は助成対象外

(国内消費税は対象となりません。)

助成金額

助成対象経費の2分の1以内、上限30万円

申請方法

申請書類を申込み先にご持参ください。(あらかじめ電話でご連絡ください)
募集期間内であっても予算に達した時点で受付を終了します。

選考方法

書面審査(必要に応じてヒアリングを実施)による選考

留意事項

助成を受けて事業を実施する場合、製作物に「横浜知財みらい企業」の認定を受けていることを明記(展示会出展においては掲出していただきます)。

助成対象事業は平成30年2月末日までに事業が終了するものに限り、

他機関または制度において同種の助成を受けている場合は対象外です。

事業終了後、助成対象事業のその後の効果についてご報告いただくことがあります。

問合せ・申請書類提出先

横浜市経済局経営・創業支援課
TEL:045-671-2748 FAX:045-664-4867
〒231-0017 横浜市中区港町1-1(関内中央ビル5階)